

院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染防止対策を全職員に通達し院内感染の防止に留意します

感染発生の場合は速やかにＩＣＴに報告し原因の追究・対策・制圧・終息を図ります。

2 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

- 1) 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために「院内感染対策委員会」を設置します。
- 2) 「院内感染対策委員会」は毎月1回定期的に会議を開き、院内感染対策を講じるほか緊急時には臨時感染対策委員会を開催します。
- 3) 院内感染対策の具体的かつ実践的に携わる役割を担う組織として感染対策チーム（ＩＣＴ）を設置します。
- 4) （ＩＣＴ）は医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師で構成し毎月1回定期的に院内ラウンドを行います。

3 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に院内感染に関する知識・技術習得のための研修会を年2回開催します。また、必要に応じて臨時の研修会も開催します。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

薬剤耐性菌等の感染を防止するため菌が検出されたら速やかにＩＣＴに報告し全部署で情報を共有していく。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生を疑われる事例が発生したら速やかにＩＣＴに報告し対策・制圧・終息を図ります。特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は法律に準じて行政機関に報告し、通常時から連携している県立八重山病院や保健所と連携を取って対応します。

6 指針の閲覧に関する基本方針

取り組み事項は院内に掲示し患者様などから閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとします。

7 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

感染対策推進のため院内感染防止マニュアルを整備して職員へ周知徹底を図ります。